# 利用者への虐待防止及び 身体拘束等の適正化に関する指針

<u>株式会社サンライズ</u> あすなろ訪問看護ステーション

令和6年1月17日制定

# 利用者への虐待防止及び 身体拘束等の適正化に関する指針

# 1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

当事業所では、国が定める「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」などの法令の定めに従い、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、障害福祉の増進に努めるものとする。

# 2. 事業所における身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を高め、身体拘束をしない支援・看護を実践するため本指針を作成する。

#### 3. 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

#### ① 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れがある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

# ② 性的虐待

利用者に猥褻な行為をすること、または利用者に猥褻な行為をさせること。

# ③ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### ④ ネグレクト

利用者を虚弱させるような著しい減食または長時間の放置、前3項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### 5 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

#### 4. 身体拘束の定義

身体拘束は厚生労働省が定める「身体拘束ゼロへの手引き」に基づき、介護保険法や関係する運営基準等により原則禁止となっており、禁止の対象となる具体的な行為は以下のとおりとなっている。

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制 帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ① 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (1) 自分の意思で開くことのできない部屋等に隔離する。

また、身体拘束がもたらす3つの弊害とは、以下のとおりになっている。

#### ①身体的弊害

- ○身体機能の低下や、拘束している部分が圧迫されて褥瘡が発生してしまう 可能性がある。
- ○食欲低下、心肺機能の低下、免疫力の低下などの内的な弊害がもたらされる可能性がある。

#### ②精神的弊害

- ○本人や家族等に不安や怒り、屈辱、諦め等の精神的苦痛、さらに人間としての尊厳を侵すことになる。
- ○身体拘束により認知症が悪化してせん妄などを併発させる可能性がある。

#### ③社会的弊害

- ○介護サービス事業所等に対する不信感や偏見をもたらす恐れがある。
- ○本人の心身機能が著しく低下した場合、QOL の低下を招くだけでなくこれまで以上に医療的処置が必要となり、家族への経済的負担にも影響をもたらす。

# 5. 虐待防止・身体拘束等適正化委員会その他事業所内の組織に関 する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、身体拘束の廃止及び適正化に関する協議と併せて「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」を設置するとともに虐待防止・身体拘束等適正化に関する担当者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

- ①委員会の委員長は事業所管理者とし、虐待防止の担当者と身体拘束適正化 の担当者を看護師等から各1名任命する。
- ②委員会の構成メンバーは、事業所管理者(委員長)、虐待防止の担当者、身体拘束適正化の担当者とする。必要に応じてメンバー以外の職員もサポートする。
- ③身体拘束等の適正化に関することや、関係する職種、取り扱う事項が相互 に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。
- ④委員会は年1回(5月)以上開催する。また、虐待等が発生した場合、委員会を適宜開催する。
- ⑤委員会の審議事項等
  - ○虐待防止・身体拘束等適正化委員会の組織に関すること
  - ○虐待防止及び身体拘束等適正化に関する指針の整備に関すること
  - ○虐待防止・身体拘束適正化のための職員研修の内容に関すること
  - ○虐待等について職員が相談・報告できる体制の整備について
  - ○虐待防止・早期発見等に向けた取り組みに関すること
  - ○苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関すること
  - ○虐待発見時の対応に関すること
  - ○身体拘束、苦情・相談・対応マニュアル等の見直し
  - ○その他の人権侵害、虐待防止・身体拘束等に関すること

# 6. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ①職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識の普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- ②この指針に基づく研修は、年1回以上の研修に加え、新規職員採用時には 必ず行い、研修の実施内容については記録を残すものとする。

#### 7. 身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針

- ①身体拘束等の適正化に向けて、基礎的内容の知識の普及・啓発を図ること を目的に実施する。
- ②研修は年1回以上の研修に加え、新規職員採用時には必ず行い、研修の実施内容については記録を残すものとする。

#### 8. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ①虐待等が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その原因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- ②緊急性が高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利 と生命の保全を優先する。

### 9. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ①虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、担当者に報告する。 虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。
- ②担当者は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を 払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。また、必要に応じ、 関係者から事情を確認する。
- ③事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人 に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- ④上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと 判断される場合は、市の窓口等外部機関に相談する。
- ⑤事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、関係委員会 等において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策等 を作成し、職員に周知、市に報告する。

# 10. 身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために以下のことに取り組む。

- ①利用者が主体的に行動し、尊厳ある生活を送れるように支援する。
- ②言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げない。
- ③利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職 種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ④利用者の安全の確保を理由として、利用者の自由(身体的・精神的)を安 易に妨げない。
- ⑤「やむを得ない」と身体拘束につながる恐れのある行為を行っていないか常に検証しながら、利用者に主体的な生活をしていただけるよう支援・看護を行う。

# 11. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応方針

利用者の個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わない支援・看護の提供をすることが原則である。しがしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最小限の身体的拘束を行うことがある。

#### ①切迫性

利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

#### ②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援・看護方法等がないこと。

#### ③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。また、身体拘束を行う場合には、事業所による決定と訪問看護計画書等への記載及び本人・家族への十分な説明を行い、同意を得るとともに、必要な事項の記録及びモニタリングを徹底し、早期の身体拘束解除を目指す。

#### 12. 成年後見制度の利用支援に関する事項

家族がいない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

# 13. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、事業所内の苦情担当者の他に、市、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

#### 14. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

当該指針に定める研修の他、医療機関等により提供される虐待防止研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

#### 15. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針については、誰でも閲覧できるように事業所へ据え置くとともに、 ホームページに掲示するものとする。